

第521回岡山地方最低賃金審議会

議 事 要 旨

1 日 時

令和8年7月30日（木曜日） 午後1時30分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室AB

3 出席者

公 益 委 員 ： 5人

労働者側委員 ： 5人

使用者側委員 ： 4人（欠席1人）

4 審議事項

- （1）地域別最低賃金額改定の日安の伝達について
- （2）最低賃金基礎調査結果等の資料説明について
- （3）岡山県最低賃金専門部会の運営について
- （4）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- （5）岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について
- （6）今後の審議日程について
- （7）その他

5 議事要旨

- （1）地域別最低賃金額改定の日安の伝達について

7月28日、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて「令和8年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」が行われたことが報告された。。

これを受けて、答申、公益委員見解（別紙1）、小委員会報告（別紙2）に基づいて、示された日安の伝達が行われた。

なお、事務局からの報告・伝達に先立って、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージの視聴が行われた（収録は戎野会長代理）。

答申の報告・伝達の概要は以下のとおり。

- ア 答申について目安金額に関し意見の一致をみるに至らなかったこと。地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益見解及び目安に関する小委員会報告が提示されたこと。
- イ 政府に対しては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上支援、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行、価格転嫁・取引適正化のため、新たに施行された取適法・振興法の着実な執行等を要望するとされていること。また、業務改善助成金などの支援・サポート体制の充実、年収の壁への対応など新たな認定の取り扱いの円滑な実施が要望されたこと。
- ウ 示された引上げ額の目安は、Aランク 54 円、Bランク 56 円、Cランク 56 円であったこと。
- エ 労働者の生計費では、今年度も最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より緩やかなものとなっていること。
- オ 賃金について、春季賃上げ妥結状況は昨年に引き続き高い水準で推移していること。さらに賃金改定状況調査では、目安審議における重要な参考資料である第 4 表各表における賃金上昇率は昨年の結果を上回っており、これを十分に考慮する必要があること。
- カ 通常の事業の賃金支払能力について、各種統計資料を基に、企業の利益は改善傾向にあるものの、価格転嫁、労務費に係る価格交渉が出来なかった企業があり、依然として賃上げ原資を確保することが困難な企業も存在していること。加えて、中東情勢の影響により国内企業物価指数が足下で上昇傾向にあることにも留意する必要があるとされたこと。
- キ 各ランクの引上げ額の目安については、各項目で検討した労働者の生計費、賃金引上げ結果、企業の賃金支払能力の 3 要素のデータを総合的に勘案するとともに、賃上げの流れを非正規労働者、中小企業・小規模事業者にも波及させること、最低賃金法の目的に留意し、全国加重平均として 4.9%、55 円を基準として検討することが適当と考えられるとされたこと。
- ク 政府から求められている地域間格差への配慮について、賃金改定状

況調査結果から賃金上昇率はB、CランクはAランクより高くなっていること、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮した結果、Aランク 54 円・4.5%、Bランク 56 円・5.2%、Cランク 56 円・5.4%としたこと。

ケ 労働者側委員としては、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡行軌道に乗せていくことがベストなシナリオであると主張したが、これが十分反映されず、不満の意を表明したこと。

コ 使用者側委員としては、最低賃金を一定程度引上げる必要性は理解するも、最低賃金が罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張したが、これが十分反映されず、不満の意を表明したこと。

(2) 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について

ア 岡山地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した岡山県最低賃金基礎調査結果について事務局から説明が行われた。

調査結果から推計される未満率は男性 1.45%、女性 2.76%、男女計 2.18%であったことが報告された。また、特性値の推移について、経年的には上昇傾向で推移していることが報告された。

イ 岡山県最低賃金基礎調査結果に続き、中央最低賃金審議会目安小委員会に提出された経済状況、春季賃上げ状況、消費者物価指数等に関する指標、中小企業への支援・経済対策等に関する資料、岡山県内における経済指標、春季賃上げ妥結状況、雇用情勢等各種資料について、事務局から説明が行われた。

(3) 岡山県最低賃金専門部会の運営について

専門部会委員について、推薦公示手続きを経て、公労使各 3 名の委員が任命されたことが報告された。

今年度の専門部会の運営について最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定により、全会一致の場合には専門部会の決議を本審の決議として答申することが確認された。

ただし、全会一致の場合であっても、本審を開催し専門部会報告を行うとともに、岡山労働局長に答申文を手交することとされた。

(4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、令和8年度においてもそれぞれ産業ごとに専門部会を設置して調査審議を行うことが確認された。

このため、今後の審議を効率的に進めるために7月3日の諮問内容の一部変更が必要となることから、再度諮問を行うこととし、諮問文が局長から会長に手交された。

(5) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について

岡山県最低賃金改正決定に対する意見聴取の公示を行ったところ、15団体から意見書が提出されたことが報告された。

また、岡山県労働組合会議からは意見書とともに、最低賃金の引上げを求める要請署名の提出があり、委員に回覧が行われた。

意見陳述については、6団体から行われた。

審議会は意見書及び意見陳述を踏まえて慎重審議することが確認された。

(6) 今後の審議日程について

第522回岡山地方最低賃金審議会については、岡山県最低賃金専門部会の審議結果に関わらず開催することが伝達された。

(7) その他

ア 特定最低賃金専門部会の労使委員候補者の推薦公示を行うことが報告された。

イ 岡山弁護士会より7月9日付けで岡山地方最低賃金審議会及び岡山労働局長あて、「最低賃金の大幅引上げ等を求める会長声明」が送付されたことが報告された。

6 配布資料

- ・ 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- ・ 日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026（関係部分抜粋）
- ・ 令和8年賃金改定状況調査結果（目安関係資料）
- ・ 令和8年度岡山県最低賃金基礎調査結果
- ・ 足下の経済状況等に関する補足資料
- ・ 主要統計資料 都道府県統計資料編
- ・ 岡山県最低賃金年別時間額引上額
- ・ 岡山県最低賃金年別時間額引上率・影響率
- ・ 岡山県時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者）
- ・ 岡山県及び全国春季賃上げ妥結状況
- ・ 岡山市 世帯人員数別（1人）標準生計費の推移

- ・雇用情勢（令和 8 年年 5 月）
- ・岡山県金融経済月報（2026 年 7 月 1 日）
- ・岡山県内経済情勢報告（令和 8 年 4 月）
- ・岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）（令和 8 年 5 月分）
- ・岡山県 実質賃金指数・名目賃金指数の推移
- ・業務改善助成金申請件数（岡山労働局）
- ・岡山県最低賃金専門部会委員名簿
- ・岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書

7 諮問文

- ・特定最低賃金の改定決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）